

デザイン案（表紙カラー変更予定）

露店等開設 講習テキスト



京都市消防局

KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT

目次

火気器具等の取扱いについて

- 1 火気器具全般の取扱い……………P1
- 2 消火器の準備……………P1
- 3 液化石油ガス(LPガス)……………P2
- 4 カセットこんろ……………P3
- 5 電気器具……………P3
- 6 まき、炭……………P3
- 7 携帯発電機……………P4
- 8 暖房器具……………P4
- 9 危険物容器……………P5
- 10 放火防止……………P5
- 11 アルコール消毒液……………P5

初動活動について

- ① 119番通報の要領……………P6
- ② 避難誘導の要領……………P7
- ③ 消火器の取扱要領……………P7
- ★ 露店に関する火災事例……………P8
- ★ 露店からの火災を防ぐために ……P9

火気器具等の取扱いについて

1 火気器具全般の取扱い

- ① 火気器具の近くには、燃えやすい物を置かない。
- ② 火気器具を使用中は、絶対にそばを離れない。
- ③ 火気器具は、安定した不燃性の床、台又は板（不燃性のボード、石こうボード等）の上で使用する。
- ④ 火気器具の取扱説明書をよく読み、記載内容に基づき使用する。

2 消火器の準備

- ① 火気器具を使用する露店等には、消火器を準備する。
- ② 消火器は事前に点検し、容器が腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び使用期限を過ぎたものは交換する。
- ③ 消火器は、すぐに使用できる場所に置く。



※火気器具とは

- ★ こんろ、たこ焼き器等のLPガス等を燃料として使用する器具
- ★ 携帯発電機、石油ストーブ等のガソリン、灯油等を燃料として使用する器具
- ★ まき、炭等を燃料として使用する器具
- ★ ホットプレート、電気ストーブ等の電気を熱源とする器具

3 液化石油ガス(LPガス)



① LPガスボンベ(以下「LPボンベ」という。)は、**直射日光や火気等の近くを避けて置く。**

② LPボンベは、絶対に**横向き**にしない。

③ LPボンベは、倒れないように**ロープ**等で**固定物に固定**する。

④ LPガス専用の器具及びゴム製ホースを使用する。

⑤ ゴム製ホースは、ガス漏れがないかを点検するとともに、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しない。

⑥ ゴム製ホースは、適正な長さ(約2m以内)で取り付け、ゴム製ホースと器具の取付部分は、**ホースバンド**等で締め付ける。

⑦ 1本のLPボンベで二つの火気器具を使用する場合は、**ホースを分岐させず**、それぞれに開閉の操作ができる**2口ヒューズガス栓**を使用する。



三つ又はガス漏れの原因となるので、使用しないこと。分岐させて使用する場合には、それぞれに開閉の操作ができる器具を使用すること。



2口ヒューズガス栓

⑧ LPガスは、屋外であってもガス漏れに十分注意する。
(LPガスは空気よりも重く、低い場所に滞留するため。)

4 カセットこんろ

- ① カセットボンベは、**正しく装着**する。
- ② カセットボンベを覆う大きな調理器具は、ボンベが熱せられ**爆発する危険**があるので使用しない。
- ③ 予備のカセットボンベは、**直射日光や火気等の近くを避け**、温度が上昇しないように保管する。



5 電気器具

- ① **携帯発電機を持ち込まない**で、電力会社からの受電又は敷地内に設けられているコンセントを活用する。ただし、やむを得ない場合は、**ガソリン以外の燃料**を使用する携帯発電機を使用する。
- ② 使用器具の電力量が、電気配線の**許容電流を超えない**ようにする。
- ③ 電気器具を使用する場合は、**たこ足配線**をしない。
- ④ 古くなった器具、素人工事をした器具等は使用しない。
- ⑤ 電気器具、コンセント等を雨水等の水の掛かるおそれのある場所で使用する場合は、防水性能を有するものを使用する。

6 まき、炭

- ① 火気付近は、火の粉が飛び散る可能性があるため、**燃えやすい物を置かない**。
- ② 取灰の後始末は、**完全に火が消え、冷え切ってから行う**。また、取灰は、**蓋の付いた金属製の容器に入れ、屋外で保管**する。

7 携帯発電機

- ① 事前に燃料タンクは満タンにしておき、途中で給油しない。
- ② 携帯発電機の排気ガスが、携行缶、ポンベ、可燃物等に当たらないようにする。
- ③ LPガスやガソリンの蒸気は、空気よりも重いため、滞留しない風通しの良い平らな場所で使用する。
- ④ 雨などの水が掛かる場所で使用しない。
- ⑤ 使用前に燃料漏れがないか確認する。
- ⑥ 稼働したまま給油又は移動させない。
給油又は移動させる場合は、必ずエンジンを停止させる。



- ・ やむを得ず給油が必要になったときは、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に火気の使用がないことを確認して給油する。
- ・ 給油するときは、こぼさないように注意する。万一、こぼしたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用する。

8 暖房器具

- ① 暖房器具と可燃物の距離を十分に保つこと。温風の吹出口付近には、携行缶、ポンベ等を置かない。
- ② 給油するときは、必ず暖房器具の火を消してから補給する。

9 危険物容器

- ① ガソリン、灯油等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、**消防法令に適合した容器**を用いる。
- ② 携行缶のキャップを開ける前には、**必ず圧力弁等**を操作して圧力を抜く。
- ③ 危険物容器は、**直射日光及び火気等の近くを避け**、温度が上昇しないよう保管する。
- ④ 危険物の保管は、**必要最小限の量**とする。

10 放火防止

- ① 夜間等で無人になるときは、**危険物、LPボンベ等は、必ず持ち帰る**。
- ② **可燃物は持ち帰り**、露店等を覆うシートは、**防災品**を使用する。
- ③ 催しで出たゴミ、カセットボンベ等を捨てる際は、各市町村で定められた廃棄方法に従って処分する。



11 アルコール消毒液

- ① アルコール消毒液は火気器具の近くには置かない。
- ② アルコール消毒液が入っている容器に「火気厳禁」のシールを貼るなどして、その他の容器と間違えないようにする。
- ③ 火気器具の近くでは、アルコール消毒液の詰替えや、使用はしない。

初動活動について

① 119番通報の要領

京都市内から119番に電話すると、中京区にある京都市消防指令センターにつながります。慌てず、正確に、指令員が尋ねることに答えてください。

火災の場合

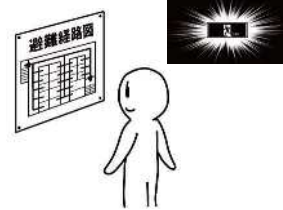
- ★ 火災の場所
- ★ 場所の目標
- ★ 何が、どれくらい燃えているか
- ★ 逃げ遅れている人やけがをしている人がいるか
- ★ 初期消火は行われているか
- ★ あなたの氏名及び連絡先

救急の場合

- ★ 救急事故の発生場所
- ★ 場所の目標
- ★ 負傷者の人数
- ★ けがや病気の程度
- ★ 応急手当は行われているか
- ★ あなたの氏名及び連絡先

② 避難誘導の要領

- ★ 催し会場の出入口を事前に把握しておく。
- ★ 大きな声で誘導する。
- ★ 燃えている場所と反対方向に誘導する。
- ★ 一旦避難してから、戻らない。



③ 消火器の取扱要領

- ★ 燃えている物の近く(2~3m)まで持つて行く。
- ★ 屋外では風上から使用する。
- ★ 安全栓を引き抜く。
- ★ ホースを外し火元(燃えている物)に向ける。
- ★ レバーを強く握る。
- ★ 炎の下の部分を手前から掃くように、ノズル(ホースの先端部分)を左右に振りながら放射する。

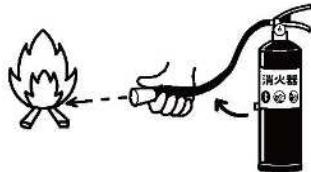
① 燃えている物の近く(2~3m)まで持つて行く



② 安全栓(黄色のピン)を引き抜く



③ ホースを外し、火元(燃えている物)に向ける



④ レバーを強く握って薬剤を放出する



露店に関する火災事例



福知山市花火大会火災 平成25年8月15日

多数の観客がいる河川敷に出店していた露店において、炎天下に長時間置かれていたガソリンの携行缶を従業員が開栓したときに、ガソリンが飛散し、こんろの火が引火、爆発した。死者3名・負傷者56名の火災事故となった。

露店等が夜間に放火された事例

仮設飲食店舗(200㎡)の西側外壁用ベニヤ板1枚、店舗内のビニールシート10枚、プラスチック製たらい1個焼失。

公園内に設置の仮設飲食店舗のブルーシートに何者かが放火した。

携帯発電機を稼働したまま給油し、出火した事例

公園内露店に設置の携帯発電機から出火。携帯発電機1基焼失、延長コードの一部焼損。

携帯発電機を稼働させたまま、手動ポンプで給油を行った際、発電機本体のオルタネーターの火花がガソリン蒸気に引火した。

露店からの火災を防ぐために



露店からの火災を防ぐためには開設の計画段階から気を付けていただくことがあります。

- ★ 携帯用発電機（特に燃料がガソリンのもの）はできるだけ使用せず、原則電力会社の仮設工事を依頼してください。
- ★ ガスボンベ等、火気使用設備の燃料は、1日の営業に必要な本数のみ準備してください。

従業員、アルバイト等の方にも講習の内容を伝え、火気器具やたばこの**火の後始末**を確実にを行うよう指導してください。

● 指定催しとは

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外の大規模な催し(※)で、消防長が、火災が発生した場合に人の生命又は財産に特に重大な危害を与えるおそれがあると認める催しをいいます。

※①露店数が、おおむね100以上の規模

②喫煙、たき火等の火の使用が制限されている区域を有する文化財社寺等の敷地内において、露店数がおおむね50以上の規模

● テキスト等の携帯

- 1 指定催しの露店等開設に係る防火講習を受講されたときのみ押印します。
- 2 指定催しの防火担当者及び火気器具等を使用する露店等の開設者は、本テキストを携帯し、火気取扱いの注意事項を遵守してください。
- 3 指定催しの防火担当者及び指定催しにおいて対象火気器具等を使用する露店等の開設者は、本講習を1年以内に受講している必要があります。

お問合せは、最寄りの消防署(分署)まで御連絡ください。

北消防署	491-4148	東山消防署	541-0191	右京消防署	871-0119
上京消防署	431-1371	山科消防署	592-9755	西京消防署	392-6071
左京消防署	723-0119	下京消防署	361-4411	伏見消防署	641-5355
中京消防署	841-6333	南消防署	681-0711	醍醐消防分署	571-0474

修正箇所
印刷物番号

発行：令和8年6月／京都市消防局予防部予防課
京都市印刷物 第080004号

キリトリ

指定催しに係る防火講習受講証

氏名 _____

有効期間：1年間

- 1 指定催しに係る防火対象物講習を受講されたときのみ押印します。
- 2 指定催しの防火担当者及び火気器具等を使用する露店等の開設者は、本テキストと防火講習受講証を携帯してください。
- 3 指定催しの防火担当者及び火気器具等を使用する露店等の開設者は、本講習を1年以内に受講している必要があります。

印

火災予防動画

動画で出火経過を詳細に説明しています！

京都市消防局 動画一覧



京都市消防局X(旧ツイッター)

消防局での行事等を公開しています！

京都市消防局 X



京都市消防局Instagram

消防局での行事等を公開しています！

京都市消防局 Instagram



発行：京都市消防局予防部予防課
京都市印刷物第070002号

この印刷物が不要になれば
【雑がみ】として古紙回収等へ！

